

Go To トラベル事業 事後還付手続きのご案内

8/2更新

下記に該当する方は、還付手続きを行っていただく事で、割引分の還付を受けることができます。

対象

以下の3つの条件をいずれも満たすものについては、旅行後に割引分の還付を申請することができます。

- ①7月22日(水)以降に開始するGo Toトラベル事業の支援対象の旅行または宿泊であること
※7月22日(水)をまたぐ期間の旅行については、7月22日(水)以前と以後に相当する旅行代金を区別して確定できないもの(例えば、パッケージツアー)は7月22日(水)以降に相当する旅行代金も含めて還付の対象外となります。
- ②8月31日(月)までに終了する旅行であること(宿泊を伴う旅行の場合は、9月1日(火)チェックアウト分まで)
※9月1日(火)以降の宿泊分については未定です。
- ③旅行者が旅行商品を予約・購入した旅行会社・予約サイト・宿泊施設等において、その予約・購入時点で、Go Toトラベル事業の適用による割引された価格での旅行商品の販売のための準備が整っていなかったこと
※割引価格での旅行商品の販売のための準備が整った以降は、旅行者は事後還付手続きをとる必要がありません。
あらかじめGo Toトラベル事業による支援額(旅行代金の35%相当分)を割り引いた価格で購入可能です。

※当面の間、東京都を目的地とする旅行、東京都に居住する方の旅行はGo Toトラベル事業の支援対象外となります。

給付金の給付

必要な申請書類が提出され、事務局による確認が行われた場合には、旅行代金の35%に相当する額の給付金を受け取ることができます。

なお、地域共通クーポンは、9月以降(具体の日程は改めて公表予定)の旅行からの発行を予定しております。このため、今般の事後還付手続きの対象となる旅行については、地域共通クーポンの発行やこれに相当する金額(旅行代金の15%相当分)の給付を受けることはできません。

申請のお手続き方法は、旅行の申込方法により異なります。下記①・②をご確認のうえお手続きください。

①旅行業者等を通じたご予約で旅行前に決済をした場合

以下の2つの条件をいずれも満たすものについては、今般の事後還付手続きの対象となります。

- ①Go Toトラベル事業の参加条件を満たしている旅行業者等(旅行会社・予約サイト等)であること
- ②Go Toトラベル事業の参加条件を満たしている宿泊施設を利用していること

旅行者の皆様ご自身で「Go Toトラベル事業事務局」に還付申請を行っていただく必要はございません。
お申込みの旅行業者等へお問い合わせください。

②宿泊施設へ直接予約手続きを行った場合

予約サイト等で予約手続きを行い、宿泊施設で支払いをした場合

以下の条件を満たすものについては、今般の事後還付手続きの対象となります。

- Go Toトラベル事業の参加条件を満たしている宿泊施設を利用していること

ご自身で「Go Toトラベル事業事務局」に令和2年8月14日(金)から令和2年9月14日(月)までに還付申請を行ってください。(詳細は次のページへ)

②宿泊施設へ直接予約手続きを行った場合 予約サイトで予約手続きを行い、宿泊施設で支払いをした場合

以下の必要書類を下記送付先までご提出ください。

必要書類

- ①事後還付申請書(様式第1号)
- ②支払内訳がわかる書類(支払内訳が記載された領収書、支払内訳書等)
- ③宿泊証明書(氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されているもの)
- ④口座確認書(旅行者用)(様式第2号)
- ⑤口座番号を確認できる書類(通帳の写し、キャッシュカードの写し等)
- ⑥住所が確認できる書類(免許証の写し、健康保険証の写し等)
- ⑦前項目に掲げる書類のほか申請に係る旅行の事実を確認するために必要な書類として事務局が指定するもの

<留意事項>

- ・①・④については、Go To トラベル事業公式サイトから入手(ダウンロード)し、必要事項をご記入ください。
- ・②と③は、お泊りになった宿泊施設に発行を依頼してください。
- ・②については、現地で追加でお支払いいただいた料金や諸税については、還付の対象外となりますので、含まれている場合は、それらが明示されていることが必要です。
- ・③は、氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されているものであれば、各宿泊施設が発行する任意の様式のもので構いません。
- ・④は、原則旅行者ご本人名義の口座であることが必要です。
- ・①～⑥については、原則旅行者ご本人のお名前であることが必要です。
- ・個人情報同意書の提出は不要です。

申請期間

令和2年8月14日(金)から令和2年9月14日(月)まで ※消印有効

※なお、9月15日(火)以降の還付申請については、事務局とご相談ください。

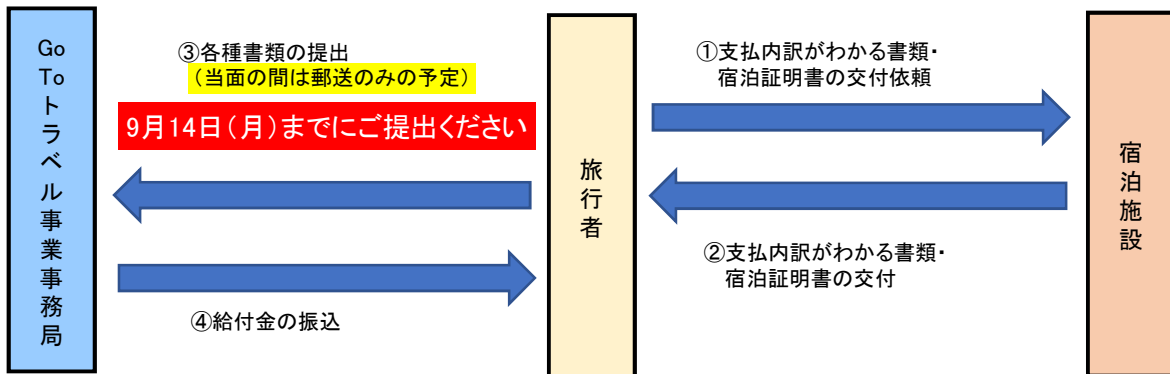
申請書類の送付先

「Go To トラベル事業事務局」(詳細は、申請受付開始までに公式サイトにてお知らせいたします)

給付金の振込

すべての申請書類を受理・確認した後、2カ月程度以内に給付金を指定の口座に振り込みます。
なお、振込が完了した旨を、事務局から個別に通知することはいたしませんので、あらかじめご了承ください。

申請フロー



お問い合わせ先

Go To トラベル事務局コールセンター ※8月1日から
TEL:0570-002-442 (受付時間:10時～19時 年中無休)ナビダイヤル
TEL:03-3548-0520 (受付時間:10時～17時 土日祝・年末年始休み)